

5. 公共交通施策

計画目標と数値目標を達成するために、12の公共交通施策を実施する。公共交通施策については、市民、地域、交通事業者と連携し、さらに、国、県、近隣市と調整を図りながら事業の推進に努めるものとする。

| | |
|-------------------------|---|
| ①霞ヶ浦広域バスの維持・拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 学生（高校生）ニーズ調査の実施 ■ 学生が利用しやすい運行ダイヤの検討・改正 |
| ②千代田神立ラインの再編 | <ul style="list-style-type: none"> ■ バス路線と接続するなどルートの一部変更を検討 ■ バス路線と重複しているバス停における等間隔ダイヤの調整の検討 |
| ③デマンド型乗合タクシーの維持・拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ■ サービスの拡充と運賃改定の検討 |
| ④タクシー利用料金助成事業の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ■ 対象事業者の範囲を拡大 |
| ⑤運転免許証自主返納支援事業の継続 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業の継続と周知 |
| ⑥路線バスの維持・拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民協働による路線バスの維持・拡充の研究 |
| ⑦バリアフリー化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ■ バス車両とバス停のバリアフリー化を推進 |
| ⑧交通結節機能向上とバス待ち環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ■ あじさい館等での待合環境の充実 ■ 安全で便利なバス停環境の整備 |
| ⑨地域公共交通と既存公共交通の活用可能性の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 運行計画の検討 |
| ⑩新技術の導入検討 | <ul style="list-style-type: none"> ■ MaaSの導入可能性の検討 ■ 新生活様式に対応した車両の導入の検討 ■ 自動運転・グリーンスローモビリティの研究 |
| ⑪モビリティ・マネジメントの継続的実施 | <ul style="list-style-type: none"> ■ コロナ禍における公共交通の安全性の周知 ■ 市の講座・講演でのMM実施 |
| ⑫情報提供の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通情報の充実 ■ 災害時の公共交通情報の提供 |

かすみがうら市地域公共交通計画
＜素案＞
－概要版－
令和3年2月

お問合せ先 かすみがうら市地域公共交通会議
(かすみがうら市市長公室政策経営課)
〒315-8512 かすみがうら市上土田 461
電話 0299-59-2111(内線 1221) / 029-897-1111(内線 1221)
FAX 0299-59-2176

かすみがうら市地域公共交通計画 <素案>

－概要版－

1. かすみがうら市地域公共交通計画とは

(1) 計画の目的

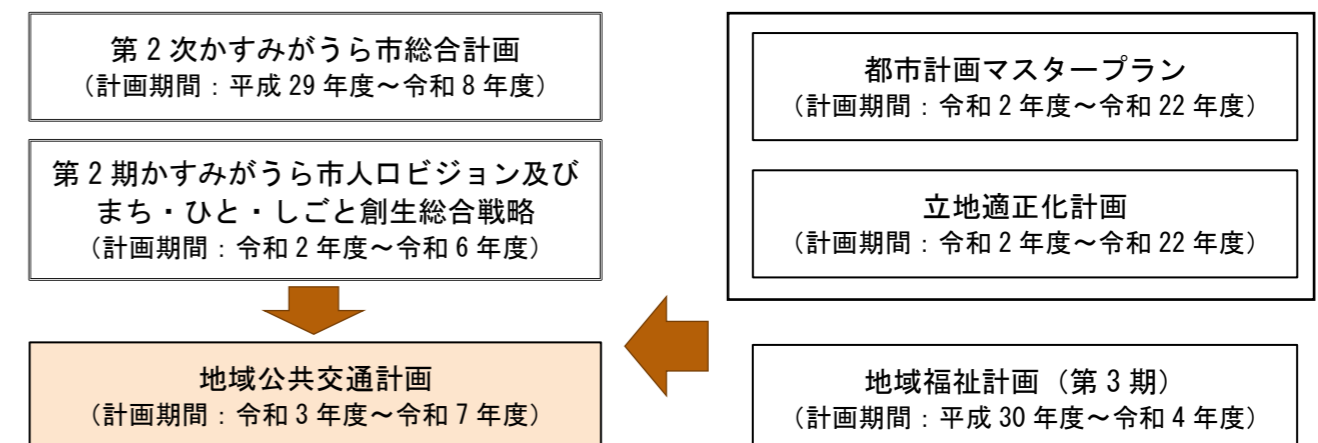
かすみがうら市では平成27年度に、持続可能な地域公共交通網の形成に向けたマスタープランとなる「かすみがうら市地域公共交通網形成計画」を策定した。また、平成29年度には、かすみがうら市地域公共交通網形成計画に位置付けられている公共交通ネットワークの利便性及び効率性を向上させつつ、面的な再構築を行う事業に関する具体的な計画内容を示す「かすみがうら市地域公共交通再編実施計画」を策定した。

さらに、令和元年10月から「千代田神立ラインの新設」および「タクシー利用料金助成事業」が開始され、本市の公共交通を取り巻く状況が変化している。

こうした状況を踏まえ、公共交通機関の連携・役割分担のもと、利便性が高く、持続可能な地域の旅客運送サービスの提供の確保を目的とする「かすみがうら市地域公共交通計画」を策定する。

(2) 計画の位置付け

- ① 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律に基づく計画とする。
- ② 「第2次かすみがうら市総合計画」と「第2期かすみがうら市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画として位置づける。
- ③ 都市計画分野における「都市計画マスタープラン」および「立地適正化計画」、福祉分野における「地域福祉計画（第3期）」と整合の取れたものとして策定する。



(3) 計画の区域

かすみがうら市内全域を計画の区域とする。

(4) 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間を計画の期間とする。

なお、5年の計画期間が終了する令和7年度には、本計画の更新を行う。

2. 公共交通の役割と課題

(1) 公共交通の役割

上位関連計画を踏まえ、本市における公共交通の役割を位置付ける。

徒歩や自転車、自動車と相互に補完しながら、本市の“まちづくり”に貢献する
『誰もが安心して移動できるための社会基盤』

(2) 公共交通の課題

「都市構造」「社会状況」「公共交通の現状」「市民ニーズ」等を踏まえ、本市の公共交通の課題を整理した。

| |
|---|
| 中心市街地および郊外の地域特性を踏まえた公共交通ネットワークの確立 |
| JR 神立駅へのアクセス向上 |
| JR 神立駅周辺施設への移動手手段の確保 |
| 千代田神立ラインの利便性向上 |
| 千代田神立ラインのアクセス性向上 |
| 公共交通の必要性が高い主体への移動手手段の確保 |
| デマンド型乗合タクシーの継続および利便性向上、利用しやすい環境づくり |
| 運転免許証自主返納支援事業の維持 |
| 病院や買物先まで乗車できる公共交通施策と合わせた事業の推進 |
| 霞ヶ浦広域バスの確保・維持 |
| 霞ヶ浦広域バスの利便性向上 |
| 交通結節拠点への移動手手段の確保と、複数モードの乗り継ぎ利便性向上による市内交通ネットワークの強化 |
| 自動車と公共交通の役割分担の明確化 |
| 路線バスの維持および利便性向上 |
| 安全で便利なバス利用環境の確保 |
| 利用しやすいタクシー利用料金助成事業の見直し |
| スクールバス、施設送迎車の有効活用を検証 |
| 新技術の活用 |
| デマンド型乗合タクシーの事業性改善 |
| 公共交通の維持確・確保に対する市民理解の醸成 |
| 情報提供の充実 |

3. 基本方針

(1) 目指すべき将来像

進むべきまちづくり、公共交通体系の方向性、市民の移動ニーズを踏まえ、目指すべき将来像を位置付ける。

- JR 神立駅周辺を中心とした拠点的土地利用の推進にあわせ、市内各所を結ぶ公共交通体系の構築
- 市民の移動ニーズ、高齢化や環境に配慮した、効率的で利便性が高く、安全で持続可能な交通システムの構築
- 既存交通や新技術の活用など、創意工夫を総合的かつ効率的に推進するための体制づくり

(2) 公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性

目指すべき将来像を踏まえ、公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性として、以下の基本方針を掲げ、施策を推進していくものとする。

既存の公共交通の維持とともに新たな交通のあり方について工夫し、
「市内のどこからでも公共交通で移動できる公共交通網」
「鉄道・バス・デマンド交通の役割分担を明確にし、運行経費の節減と運行効率化」
このふたつが両立する公共交通体系の構築

4. 計画目標・数値目標

公共交通の課題を踏まえ、目指すべき将来像、基本方針を実現するため、計画期間中に達成すべき状況を計画目標として設定するとともに、計画目標の達成状況を反映する指標を数値目標に設定する。計画の達成状況については、かすみがうら市地域公共交通会議において評価する。計画目標（数値目標）に対する評価は毎年度実施する。

計画目標① 中心市街地へのアクセス向上
数値目標： 千代田神立ラインの利用者数 10,000 人/年

計画目標② 公共交通の必要性が高い主体の移動性の確保・充実
数値目標： デマンド型乗合タクシーの延べ乗車人数 8,655 人/年

計画目標③ 広域連携の維持・推進
数値目標： 霞ヶ浦広域バスの利用者数 36,500 人/年
スクールバス販売枚数 20 枚/月

計画目標④ 多様な交通機関相互の連携・強化
数値目標： 既存交通・新技術を活用した実証実験 1 事例以上実施
タクシー利用料金助成事業の利用枚数 1,050 枚/年

計画目標⑤ 公共交通を支える体制づくり
数値目標： 霞ヶ浦広域バス 収支率 67%
千代田神立ライン 収支率 18%
デマンド型乗合タクシー 収支率 20%

